

## 原始僧團に於ける比丘の極重罪(完結)

手 島 文 倉

【六】比丘極重罪の第四即ち大妄語戒に就ても、諸律各々特長有る内容を傳へて居るが總じて、其の制戒因縁が二話より成れる事は共通である。先づ『四分律』は、次の如く記して居る。

佛會て、毘舍離獼猴河畔の重閣講堂に在りし時、世の不況に遭遇し、穀物騰貴、衣服得難く、人民の餓餓其の極に達し、乞食沙門も容易に飲食を得難かつたので、一日佛は阿難に命じ、近在の比丘を悉く講堂に集合せしめ、『汝等當知、今時世穀貴、人民飢餓、乞食難得、汝等諸有同和上同師、隨親友知識各共、於此毘舍離左右、隨所宜安居、我亦當於此處安居、何以故、飲食難得、令衆疲苦』と告げ、以て比丘各々、近郊に散在、辛うじて安居を畢るべきを勸諭したのであつた。時に、比丘衆は佛命に従つて去り、雨期の終るを待つて再會せん事を樂しみつゝ、四方に袖を分つたが、此等比丘の内、婆裘河邊に到れる比丘衆は、念ずらく、『如今此國、穀貴、人民飢餓、乞食難得、我等作何方便、不以飲食爲苦』と。斯く

て思案の後、飲食衣服易得の方を念じ、『今我當に諸の在家居士に到つて云はん。我は之れ上人法を得、禪定、神通、他心智を修得せる大羅漢たり。我れ、眞の福田たる如く他の某甲比丘も亦、大阿羅漢たりと。然らば信樂の居士の、或は來つて所有の飲食、自ら噉はず、妻子にも與へずして、我等沙門に布施する者もや有らん。かくて、我等は安居を樂しみ、諸の苦痛無くして尊敬を受けん』と決す。果せる哉、彼等は、白衣の舍に入つて此の説を作すや、多くの居士、之を如實信受して恭敬措かず、一切の飲食衣服等を供養し乍ら、福田を信じて自家の困苦を顧る違がなかつたと云ふ。之に依て、比丘は顔色和光、氣力充足、惡世に拘らず、豊富なる安居を過し得たが、反之、毘舍離に在つた沙門輩は、顔色憔悴、形體枯燥、破衣弊服を纏ふの、已むなき慘狀を呈した。既にして夏安居竟り、毘舍離の比丘は先づ佛所を訪問し、世尊の慰勸慰問して、『汝等住止、和合安樂、不以飲食爲苦耶』と説かるゝに對し、皆苦衷を訴へて、『我等住止、和合安樂、時世穀貴、人民飢餓、乞食難得、以此爲苦』と述ぶ。然るに、婆裘河畔の諸比丘は、同じ佛の慰詞に答へて、『我等、不以飲食爲苦』と云ふ。其の語氣力有り、顔光和悅、好衣妙服を被つて忻喜たり。佛、乃ち怪しみ問ふ、『汝等以何方便、不以飲食爲苦耶』と。諸の比丘、上の因縁を白し、妄説利養を得し所以を明す。佛、深く彼等の非違を叱退せられ、『汝等愚人、有實尙不應向人

説「況復無實而向人説」と呵責す。神力上人法の如き假令之を有するとも、徒らに俗耳に誇聞すべき者でない。況んや、何等眞智解脱に關する所無くして、而も利養貪求の欲念より之を詐稱するに於てをや、其の非威儀知るべきである、佛の彼等を呵せられし所以は、妄説の惡因を咎むるのみならず、却つて後日、在俗の信用を害し、眞僞の布施を辨ぜざるに至るを怖れた爲めである。佛の曰く、「世に二大賊有り、一は實に淨行に非ずして自ら淨行と稱する者、二は口腹の爲めの故に眞實己有に非ずして、上人法を得たりと、大衆中に妄説する者。此の中、盜を以て人の飲食を受くる妄語は最も大賊たり」と。かくて、世尊は、種々方便して婆裘河畔の比丘を叱責し、「此愚人、多種有漏處、最初犯戒」とて、自今、十句義の爲め戒律を結制し、戒文當に次の如く説くべしとて、「若比丘、實無所知……虚誑妄語、是比丘波羅夷、不共住」と宣説されたと云ふ。之が制戒の第一因縁である。

但し、此れ丈けでは、前掲戒文中に在る「除増上慢」(vāhira adhimāna)の因縁は不明である。爾は次の如き第二因縁譚に依て語られて居る。爾の時、一人の増上慢の比丘有り、同輩に誇語して云ふ「我得道」と。其の後果して精進不懈、勇猛勤求、方便して、便ち最勝妙法を證得したと云ふ。彼乃ち念へらく、「世尊與諸比丘結戒……虚誑妄語、是比

丘波羅夷不共住而我慢心自言我得道後勤方便精進不懈證最上勝法我將無犯波羅夷耶今當云何」と。往いて同儕の比丘に語り、『善哉大徳爲我白佛隨教勅我當奉行』と求めたので諸の比丘此の因縁を以て佛に白す。佛時に無數方便して頭陀端嚴少欲知足専ら出離を樂しむ者を讚歎せられ妄語戒文を補正して『増上慢者不犯』と作し以て前掲の如き大妄語戒文を得たと云ふ事である。斯くて制戒因縁を畢り以下戒文解釋、犯相判別論に入つて説明してあるのが『四分律』の内容である。

此の増上慢比丘の主旨は、奈邊に在るか。増上慢とは、自負慢心を以て、輕々に事を信じ、自得大道を速斷する徒を指すので、全く根據無き境涯を虚構臆說する妄語者の意ではあるまい。多少道を得たる時、直に無上大道を證得したるか、の如く誇大妄信する輕躁家を増上慢と云ふのである以上、『四分律』が何等根據無き妄語より、後發憤努力して勝果に到達せる比丘を不犯とした様に傳ふるのは其の當を得ぬ。大道眞智に關し苟も虚構妄語する者は、何ぞ不犯と云はるべき。此の邊は、他の諸律の傳ふる所を見ると、除外例を設けられた主意が、今少し明瞭になると思ふ。思之、神通妙力の上人法は、佛格偉大の標識であり、凡俗沙門の到底窺知す可らざる妙境涯であるから之に付て輕々に流説風談するの非なる事は云ふ迄もなからう。一は妄說の罪業を

愍む點もあり、一は之に依て、僧團修行向上の深趣を輕視蔑俯さるゝ怖れがある。蓋し、神力解脱の如き、耆久長老の大上座にあらでは、妄りに獲得さる可きにも非ず、他語するべきにも非るからで、僧團の權威を保つ必要上からも、妄説上人法の惡は容易に考へらるゝと思ふ。佛が此等諸點の必要に逼つて、比丘極重罪の一に之を加へたのも他の三罪と似た動機からであること言ふ迄もない。此の點は後に論評しよう。

然るに、他の諸律を參照すると、不分明の點は、殆んど解釋さるゝ様であるから、此に注意すべき要點を對考して見よう。先づ『十誦律』に付て見るに、制戒因縁の二者より成れる事は同じであるが、譚の内容は多少異つて居り且つ、戒文解釋の終りに臨み、八個の事例を列記して、目連等の妄語に關する佛の無犯辯護説が擧げてある。此の事例列記の形は、『有部毘奈耶』や南方律に酷似せる點で、又史上注意すべき關係を物語る譯になる。『十誦律』では、乞食難得の因縁中、多く苦痛を受けし比丘は、憍薩羅に赴ける者としてあつて、毘舍離とはない。且つ『諸佛在世法』歳二時大會、春末後月、夏末後月の句は、即ち安居の前後、佛弟子の皆、佛所に集つて禮問する風を謂ふので、『五分律』には『諸佛常法、二時大會、春夏末月、諸方比丘、皆來問説』とあり、『有部毘奈耶』では、之を、五月十五日及び八月十五日と當てゝある。安居の首めには、大衆集つて、爾後の數ヶ月、如何に

して暮すべきかの佛勅を受くる會合で、安居の尾りには、前數月中の生活に就て佛に白し、且つ僧團相互の慰問を交換する大會である。又、前には、世間に二大賊有りとの譬喩が、此では、『世間有三種大賊』としてある。第一は強窃盜の類、第二は比丘有り、四方衆僧の園林に往いて花果、財物、飲食等を賣つて自活し、或は知識の白衣に與ふる等の僧賊で、此の二者偕に小賊と云ふ。第三に、比丘飲食供養の爲めに、過人聖法を妄説する者之を眞の大賊と云ふ。かくて佛一偈を賦ず、『比丘未得道、自説言得道、天人中大賊、極惡破戒人、是癡人身壞、當墮地獄中』と。『説一切有部律』にも亦、世間に三大賊有りとするが、南方律や『五分律』は世間有五大賊としてある。蓋し、『四分律』は此等を縮攝して二大賊とし、却つて顯著なる對照を映ずる事に努めた結果であらうと思ふ。又、第二因縁たる除増上慢の話は、次の如くなつて居る。佛憍薩羅に在りし頃、諸比丘、空閑處に在つて修行する者あり、別相觀に因つて定を得たる後、貪欲瞋恚起らず、乃ち自ら念ふ、『我已得道、所作已辦』と。聽て佛所に詣り、『我是阿羅漢、生分已盡、更不受身』と白す。然るに、後、聚落に近き僧房中に遷住するに迫り、數々女人を見るが故に、復、煩惱欲念を生じた。彼等今や自ら願みて昔日の大言を恥ぢ、相責めて曰う、『我曹空無過人法、自説言得』と。以て他の比丘に懺悔するや、他の比丘之を佛に白す。佛、種々の因縁を以て戒と

持戒とを讚し、戒文中『除増上慢』の特赦を記入されたと云ふ。之が第二因縁であるが、事理極めて明白、前の得道宣言は全く空無の妄説でなく、其の時は實際であつけれども後、偶々、惡縁に觸れて道を失ふに到つたので、前得後失、遂に妄語に等しい結果に陥つた譯で、之をも同様、大妄語重罪とするは、聊か當を得ない邊が有るから以て除外例とされたのである。『四分律』が前無後得の結果、自ら恥ぢたのと、形の上に於て反對の話となつて居る。吾人は寧ろ『十誦』の傳の肯綮に當れるを信ぜざるを得ぬ。『有部毘奈耶』も亦斯の如くである。然るに、如何なる者か『五分』『僧祇』等は『四分』と似た話となつて居り、前者『五分』では、初無後得の増上慢三例を擧げ、後『有五種現過人法』とて、此の中に除外例の妄語を出してあり、後者『僧祇』では初得後失復後得の三段に傳へて居る。要之、此等の除外例は、全くの空構妄言でないから極重罪にはせぬとの一點を見れば足るので、他は傳説の形式相違論に過ぎぬ。尙ほ『十誦律』では、罪性判別論の終り、八事例を記して居るのが特長であるが、大要は次の様である。

(1) 一時長老大目犍連、耆闍崛山に在つて無所有空定に入り、阿修羅城中、伎樂の音聲有るを聞き、還つて之を比丘に告げた所、諸の比丘、目連を咎めて曰く、『何有是處、入無色定、當見色聞聲、何以故、若入無色定、破壞色相、捨離聲相、汝空無過人法、故作妄語、汝目連、應

攢治驅遣』と。後佛之を知り、『目連但見前事、不見後事……隨心想說、無罪』と判ぜられたと云ふ。『有部律』では目連五種因縁中の第五が之に相當し、且つ、舍衛國に在つての出來事として、入定中、象の吼聲を聞く事となつて居る。

(2) 一時、諸の比丘、目連に問ふ、『多浮陀河(Euphrates)水、從何處來』と。目連答ふ、『此水從阿耨達池中來』と。諸の比丘、呵して曰う、『阿耨達池、其水甘美、有八功德、此水沸熱鹹苦、何有此事……故作妄語』と。佛之を知り、判じて目連の無犯を辯じ、便ち、『阿耨達池、去此極遠、是水本有八功德、甘美、經歷五百小地獄上來、是故鹹熱……目連實語無犯』と。『有部律』の第四話之に當る。

(3) 目連一時、入定して、跋耆の夜叉、摩竭陀の夜叉と共に闘ひ、彼を打破る狀を見る。便ち、還つて此を比丘に語る。後幾程もなく、摩竭陀の阿闍世王(Asoka)却つて跋耆(Vijji)を破つたので、比丘目連の妄語を呵責す。佛、又、目連の無犯を辯じ、先には跋耆の民勝ちし事有り、後、又、破れしのみと判ぜられた。

(4) 目連、又、入定中、夜叉の戰爭を觀て、『摩竭陀人、當破跋耆人』と預言す。後、戰有り、跋耆却つて勝つ。諸の比丘、目連を責め、佛、彼を辯ずる事前段の如し。以上二話は、『有部律』に合成されて第一に載せらる。



(5) 目連、晨朝、持鉢整衣、行乞に出で、居士の舎に到る。居士問ふ、「大徳、目連、是妊身婦人、爲生男女」と、目連便ち「生男」と預言す。後一外道梵志有り、相して「生女」と言ふ。果して後、女兒を産んだので、他の比丘之を聞き、目連の妄説を詰るや、佛、又辯護して曰う、「此時此女是男、後轉爲女、目連隨心想説、無犯」と。「有部律」十の五種因縁中、第三之に當る。

(6) 或時、大早に會す。目連入定して觀るに、「却後七日、天當大雨、溝坑滿溢」と知る。諸の城邑人民、之を聞いて大に歡喜し、衆務を捨て、屋蓋を覆ひ、相待つと、七日、然も遂に雨氣無し、諸の比丘、目連の妄説過人法を呵す。佛の曰く、「是七日時、實有大雨、有羅睺阿修羅王、以手接去、置大海中」と。故に目連無犯と云ふ。「有部律」の第二話、之に當る者であるが、但し、少し趣を異にす。總じて、以上目連の五種因縁は、皆多少の相違を免れぬが、此の話の如きも、「有部律」では、第七日に少雨有りし事とし、又、屋蓋を整ふる事は無くして、農夫、已に雨を預期し、播種耕田して水を望んだ有様に傳へて居る。

(7) 一時、長老莎伽陀、善來(Vasala)、諸の比丘に語る、「我入禪定、能令阿鼻地獄、上至阿伽膩吒天(Akaniṣṭha)、滿其中火」と。諸の比丘、之を信ぜず、却つて咎めて云ふ、「何有是處、聲聞弟子能作大火、從阿鼻地獄、極至梵世、汝空無過人法、故作妄語……應撥治驅遣」と。佛、乃ち判じて説く、「若比丘、依初禪、修如意足、得神通力、從阿鼻地獄、上至阿伽膩吒天、自在能滿中

火……是莎伽陀……善修如意足得大神通……實語無犯」と。

(8) 一時長老輪毘陀(Sohita)諸の比丘に語る『我一念中能識宿命五百劫事』と。諸の比丘之を信ぜず、聲聞弟子の能く一念中に觀得る所に非ずとす。其の妄說上人法を以て佛に白すや、佛曰く、『是人前身從無想天命終、來生此間、無想天上、受五百劫……隨心想無犯』と。以上は『十誦』の八事例で、此の中初六は『有部律』にも在るが、後二は全く他の漢譯律中見得ざる所で、獨り之が巴利律に傳つて居るのみである。又一體の叙述極めて簡明『四分』の如く、理論化、表象化した點の少ないのは、興味有る點である。

更に『五分律』に就て見るに、二種制裁因緣中、乞食難得の話に於ては、前二律が、毘舍離又は、憍薩羅に往ける安居比丘の困苦を語るに反し、此では、摩竭陀へ往ける事となつて居ると、過人法の名稱を多く列擧して、四禪、四無量處、四無色定、四念處、八正道分、三解脱門、八解脱、九次第定、十一切入、十直道、堅信堅法、四沙門果、三明、六通等としてあるのと及び世間に五大賊有りと説いた位が、注意すべき點であらう。五大賊とは、第一『作百人至千人主、破城聚落、害人取物。』第二『有惡比丘、將諸比丘遊行人間、邪命說法。』第三『有惡比丘、於佛所說法、自稱是我所造。』第四『有惡比丘、不修梵行、自言我修梵行。』第五『有惡比丘、爲利養故、空無過人法、自稱我得。』而して、此の中、第五を名けて、一切世間、天人、魔

梵沙門婆羅門中の最大賊となすと説かれてある。尙ほ増上慢比丘の話は、稍々趣を異にして次の様に記す。佛舎衛國に在りし頃、衆多の少聞比丘、不學不問にして、毫も過人法に關知する所無きに、自ら我知我見、我證と傲語して居つたが、後時、諸の比丘得道未得道の相を講論するを聞き、乃ち前非を悟つて慚愧心を發し、以て妄語重罪を犯すに非ずやと案ず。中には後悔の次で諸經を廣學して愧念を生じ、『如我今解佛所說法、先未得謂得、是増上慢、將無犯波羅夷罪』と思ふ者もある。又或は發奮精勤、汎く梵行を修し了つて道果に入り妄語の前罪を悟る者もある。彼等は皆、始め己が妄語を知らず、後修行進むにつれて之を悔知し、増上慢と悟つたので、全く利養惡心よりではなかつた事勿論である。彼等は、阿難に白し、阿難佛に傳ふ。佛便ち増上慢の比丘に告ぐ、『有五種現過人法、一者愚癡、二者亂心、三者隨惡、四者増上慢、五者實有。若愚癡、亂心、増上慢、實有而自言我得、犯波羅夷者、無有是處』と。以上が増上慢除外の因縁であるが、五種現上人法中、重罪と見るは、隨惡の一である。之れ、利養貪婪の欲念より起る妄語を云ふので、増上慢の如き、多くは却つて向上の一路に進む好刺戟となつて居る觀があるから、之を前者と同日に論ずるの不當なるは言を俟たぬ。要之、以上『五分律』の説明は他の律より、比較的明瞭であると云はねばならぬ。

又、終りに大衆部律に就て見ると、制戒因縁の二者より成れる點は前同様であるが俱に、舍衛國に於ける出來事とし、乞食難得の話に就ても、何等時世況惡飢餓穀貴の狀を述べず、且つ、慢心比丘は始め道を得、後失ひ、復た阿羅漢を成せることとなつて居る點が注意すべき者である。其の間、此の律の特色たる過去因縁談が三者も挿入されて、羅列的戒文説明の畢りに『世尊於舍衛城成佛六年冬分第四半月十三日、食後東向坐三人半影、爲聚落衆多比丘、制此戒、及増上慢比丘、已制當隨順行、是名隨順法』の重要なる一句を結ぶ。若し果して『僧祇律』所傳の年紀を信ずべしとならば、波羅夷戒法は成道五年冬分より六年冬分まで、一年の間に嬌、盜、殺、妄語の順次に、次第結制された事となる。先づ、過人法を妄語して衣食を欺受した話から見ると、此には二話と二過去因縁とを傳ふ。佛、舍衛國に在りし時一聚落中に二衆が安居して居つた。安居畢り、佛所に還集するに及び一衆は乞食難得、衣服不足の旨を白し、他衆は乞食易得、多得安居衣の由を述べ、佛、前者を讚し、後者を叱責せられ、『世間八法常隨世人、世人亦常隨世八法』とて、所謂利、不利、稱、不稱譽、毀、樂、苦の八法に迷動されざらん事を訓へらる。且つ、佛は今世八法を教ふるのみならず、過去世に在つても、亦之を説けりとして其の因縁を説く。往昔國王有り、二鸚鵡を愛養す。名を羅大及び波羅と呼ぶ。能く人語するを以て

王の愛念を受け金籠に在つて同案の食を得。時に大臣、猴兒を上る者あり、王の愛念  
 今や彼に遷つた。波羅乃ち慨いて曰く『今や我等の上饌、猴兒の爲めに奪はる』と。羅  
 大答へて説く『利衰及毀譽、稱毀若苦樂、斯皆非常法、何足致憂喜』と。かくて獼猴も久し  
 からずして利養を失すべしと預期せし如く、漸々長大して毛光惡化形貌苦變し、王之  
 を遠けて厩舎の槽柱に繋ぐや、一日王子の食を手にして近づくを見、衣を裂いて饌を  
 奪つたので王忽ち赫怒一撃の下に打殺し了る。時に波羅羅大に謂つて曰く『汝は賢  
 者、未然を預知す。猴兒打殺され、今や壘中、曼陀(Mandala)の食と化せり』と。佛の曰く『サ  
 の羅大は我身之れ、波羅とは今の阿難、昔も今も、八法を以て教へたり』と、時に一比丘  
 有り、妄語を悔いて後再び犯さざらんを誓つて居たが偶々、市井に入つて食を乞ふや  
 『長老、汝於聖果、有所得不』と問はるゝに會す。始め幾度となく無道果を打開けて居た  
 が日時過んとするも飯食を得ず、爲めに再び自讚道果を敢てし、食を求め廻つたとい  
 ふ。異比丘之を咎め『長老、須臾妄語、須臾實語』となし、以て佛に白す。佛の曰く『此長老  
 但に今日、薄志弱意にして輕躁なるのみならず、過去世に於ける亦然り』とて、以下、因縁  
 を附す。往昔、非時連雨有り、七日止まず、放牧者、爲めに七日出でず。時に一餓狼あり  
 食を追ふて七村を巡り、遍く求めて、一物を得ず。還り仙窟に坐して呪願默然たり。

天帝釋狼の守齋を奇特とし、之を試さんとして一羊に現化し、便ち窟の前畔に到る。餓狼忽ち躍進、無上の福食を噉はんとするや、已にして羊化して猛狗と成り、却つて狼を反噉せんとす。狼怖れて故窟に退き、又次で跛羊現じ、羔子出づるも、屢々追うて其の化現たるを知り、遂に退いて止んだと云ふ。此の狼は、即ち今の妄語比丘なりとて、『若有出家人持戒心輕躁、不能捨利養、猶如狼守齋』と一伽他を宣べらる。かくて戒文宣説となつて居るが、即ち、何等饋饌等の狀も見へず、又、毘舍離、橋薩羅、摩竭陀等と、處を異にして安居せるにも非ず、同一處に住せる事、佛の呵説中、『有何因緣、二衆俱共、依一聚落安居、一衆獨多得供養、一衆不得』とあるにも見るべく、此の邊多少傳説の形を異にするを見ねばならぬ。次に又、第二の制戒因緣たる増上慢比丘の話に就ても、少し趣を異にし、舍衛城の二比丘阿練若處に住し、一人、乃ち根力覺道を成就して貪恚起らざるに至り、『我得阿羅漢』と私かに語つて居たが、後聚落到遊び、諸根を收めず、止觀を廢したので、忽ち煩惱癡愛の生ずるを知り、他の比丘に悔發した時、彼の比丘が、『長老得稱得過人法、犯波羅夷』と責めたことになつて居る。先の比丘、便ち實情を訴へて曰ふ、『我非知而妄語、謂爲實耳』と。佛之を聞き、且つ呵し、且つ辨じて曰く、『是比丘、非故虛妄說得過人法、當知此比丘、是増上慢』と。更に誨諭して告ぐ、『汝當方便、除増上慢、可得羅漢』と。彼れ大に

悟る所あり精進力行、慢心盡きて遂に解脱を成ず。佛亦之に付ても『彼今日我が教に據つて羅漢を成ぜしのみならず、往昔も慢心を除いて志を得たり』とて、其の宿往譚を述ぶ。昔時迦尸國に財澆寶富三毒熾盛にして五欲を恣にし、乘車象馬を役して塗香新衣を樂しみ、意の有る所樂境忽ち到る一人が有つたが、貧窮婆羅門の痛く之を羨望する者があつた。如何にもして財寶を取得し此の樂を得ん者と、婦に分れて海濱商賈の群に投じ、船に乗つて海渚の聚落に到り、方便して遂に純金三十二段と摩尼珠十四枚とを求得した。彼れ欣喜措く能はず還つて海より上陸せんとするに臨み、翫弄乃ち之を海中に墮す。光望忽ち暗遮に去られしが如く、彼の婆羅門、悲痛慟哭し、木師に走つて汲器を作らしめ、以て大海の水を汲涸せんと欲す。海神、其の誠意正心に感じ、寶を彼に還與したと云ふ。海神とは今の佛にして、婆羅門は輕躁比丘、之であると云ふので、彼が精勤方便して慢を去り、道を成ぜるに譬へた譯である。かくて、前掲の如き戒文を得、以下、其の説明に入つて『僧祇律』は、此戒を説き了つて居るが、他の諸律に比し、補益究明する所尠少でないと思ふ。最後に、南方巴利律は、全體九段より説明され、何れの漢譯より詳述されたるを見る。佛、吠舍離の大林、重閣講堂に在りし頃、伐地(Vajji)の地に饋饌(dubbhikkha)あり、乞食難得の所以を以て、一比丘案ずらく『我向無上道

の者と説かば、食に苦しむと無く、兩期を過し得ん」と。乃ち、他の比丘衆に告ぐるや、諸人之に讚し或は須陀洹、斯陀含或は阿那含、阿羅漢、乃至三明(tevijjio 六通(chaḷabhiñño)を得たり杯と説く。婆裘河邊の居士、福田と信じて妻子の分さへ比丘衆に施與す。安居畢り、佛所に集るに及んで、佛に之を白し、佛は世間に五大賊有り(pañe' ime bhikkhave maḍāe orisaṅto saṃvijaṃhāṇā lokasmiṃ)とて、眞に有せずして、過上人法を妄語するを最大重罪なりと教へられ、偈を説いて式又波陀を前掲の如く述べたと云ふのが、制戒因縁の第一である。爾の時、多比丘、佛の記せらるゝに非ずして、貪瞋恚の増上慢心に由り、罪と知らず、惡にあらざと思惟して妄語せる者あり。後疑を生じて阿難に叩き、阿難之を佛に白す。佛、戒文を改補し、増上慢を除く意を説明されたと云ふのが第二因縁で、此に戒文は完成した。諸律に依て、慢心比丘の數が一致せず、或は單數とし、或は隻數とし、或は衆多比丘とするが、巴利は多くの比丘とある。更に、戒文解釋より、終りに七因縁を列すると、『十誦律』八項と略、同じ。第一は、佛、王舍城迦蘭陀竹園に在りし頃の事、長老迦迦那(Lak khano)と、摩訶目犍連(mahāmoggallāno)との二人、耆闍崛山(Gijjhakūṭe pabbate)に在り、意見の衝突を來し、佛、之を知つて目連の無罪を辯護する話。第二、第三も同様、目連辯護の話で、第四は目連と長老達波陀(Tapada)との話。第五は、頻毘婆羅王(Bimbisāro)



と梨車子比丘 (Licchavī) と目連とに關する事第六は、目連とサビニカ河 (Sappinikā-nadi) 邊の比丘との件で、終りに第七は須毘他 (Sobhito) 比丘に關する因縁の、以上七項である。共に佛に依て無犯の判決を受けし例で、『十誦律』と『有部毘奈耶』を參照すれば判る。かくて、巴利律藏は、妄語因縁を畢り、更に波羅夷全體誦出の結句として次の如き一文と一偈とか附加されて居る。

Uddiṭṭhā kho āyasmanto cattaro pāṭijhā dhammā yesam bhikkhū aññatarani vā aññatarani vā āpajjivā na labhati bhikkhūhi sadahim saṅghāsam, yalā pure tathā pucchā pārājiko hoti asañvāso. tathāyasmante pucchāmi kaccē' ttha parisuddhā. dutiyam pi pucchāmi kaccē' ttha parisuddhā. tatiyam pi pucchāmi kaccē' ttha parisuddhā. parisuddhā' etthā' yasmanto, tasmā tuṅhi, evam etan dharayāmiti.

【長老よ、實に四波羅夷法は誦せられたり。比丘にして、此の中、何れかを犯して、諸比丘と俱に共住を得ざる者は、以前の如く、此後も亦、波羅夷不共住である。左れば、長老に予は問はん、此の點に於て清淨なりやと。二度、予は問はん、此の點に於て清淨なりやと。三度、予は問はん、此の點に於て清淨なりやと。長老よ、此の點に於て清淨なり、是の故に默すと。此の事、斯の如く、予は認む】

【諸大德、我已說四波羅夷法、若比丘犯一一波羅夷法、不得與諸比丘共住、如前後亦如是、是比丘得波羅夷、不應共住、今問諸大德、是中清淨不、如是三說諸大德、是中清淨、默然、故事如是持】『四分僧戒本』

*nehna' - ādinnaḍānaṃ ca manussaviggaḥ' - uttari*  
*parājikāni cattāri chejjavatthiṃ asamsayā.*

【姪と、不與取と、過上人法と。此の四波羅夷の捨てらるべきものたること疑なし。】

【若作不淨業、不與取斷人、妄說上人法、斯皆不共住。】『說一切有部毘奈耶』

漢譯諸律には前の結語を載せて居ないが、之は恐らく、他に波羅提木叉戒本が別存して居るので、誦出用の此の句は、専ら彼に譲り、廣本中、省略した者と思はるゝ。而して、後の波羅夷攝頌の如きも、獨り、『有部律』の卷頭に在るのみで、他律は皆記して居らぬ。思之、波羅提木叉は佛の在世から既に布薩(Upasatha)會毎に、上座長老に依て、衆中誦出された者であるから、斯る結語攝頌をも必要としたのであらうが、布薩會が如何に嚴肅に、清淨沙門中に行はれたかは、『說戒撻度』章の内容を吟味すれば判る。制戒因縁等が律に依つて種々異傳あるに反し、戒文は諸律殆んど同意同曲であるを以て見れば、波羅提木叉は律廣本の源泉たる骨子であつたらうと思ふ。又、彼の第一結集に臨ん

て、長老優波離の誦した律は、比丘比丘尼の二部の律とあるからには、此の僧尼具足戒の部分で、波羅提木叉が其の骨子で、補ふに制戒因縁、戒文解釋等を以てした形の者ではなかつたらうか。然れば、韃度、附屬等の部分は、後人が必要に應じて補足附加して行つた結果であらねばならぬ。彼此意想して見ると、波羅提木叉の如何に重大なるか、判り特に其の中極重罪たる波羅夷の深き意義あるを想はねばならぬ。

以上、大體、四種重罪戒の由來因縁を要述した積りであるが、果して佛結戒の眞意が奈邊に存するは、次に評論に入つて約言する。但し制戒因縁を終るに臨み、一言『有部毘奈耶』に就て、他律との内容關係を述べ足して置き度いと思ふ。

【七】凝然大德等の信ずる所に據れば、『十誦律』は薩婆多部(Sarvastivāda)即ち說一切有部の律と云ふ事であるが、義淨譯の『說一切有部毘奈耶』と比較するに、内容の相違著しき者あるを發見する。而して『有部毘奈耶』の方が『十誦律』より遙か後世成立の色が想見される様である。思之『十誦』は根本上座部の律で、義淨譯の『有部律』は、佛滅後三百年の始め、上座部より分出した說一切有部の本律であらう。然し『有部律』も上座系統の古い律に違ひないから、自ら『十誦律』及び『僧祇律』と相似た點が尠くない。随つて亦南方律とも類似點の多いのは當然である。大衆部律に似た形は、第一嬉戒波羅夷の内容を

見れば判るし『十誦律』に類似を有する點は、第四妄語波羅夷の例を對考すれば明である。今『有部律』極重罪の内容一般を比較照論するは、冗贅の傾があるから、此には唯上來諸律の比較研究上、餘り闕説しなかつた補充として代表的に前後二戒の比較を試みるととする。但し、幾何に他に似たる點多しと言つても、『有部律』は之として、自ら他の一切に見ざる特長を有する、勿論である。先づ卷首には、『毘奈耶序』なる偈文が相當長く、七百八十八字を費して世尊敬禮、三寶歸命の意を述ぶるは、『四分律』と酷似して居る。恐らく後者は、之を真似たのであらう。次に波羅夷の攝頌を記すこと前記の如く、而して後、第一波羅夷に入つて居る。『四分律』等には、姦戒結制の因縁を記す前に、未制戒時の狀を宣べて、佛と弟子との問答を示して居たが、此には全く斯る、正法久住不久住の問題杯を一切出さず、代りに、他の注意すべき句が冠せられてある。即ち「不淨行學處第一『姦戒因縁の始めに、内容を豫示せる別攝頌を擧げし後』爾時薄伽梵從初證覺於十二年中、諸聲聞弟子無有過失、未生瘡疱、世尊爲諸弟子、說略別解脱戒經曰」とて、所謂七佛通戒の偈を示し、「一切惡莫作、一切善應修、遍調於自心、是則諸佛教」云々と記し次に、「至十三年、在佛栗氏國(Vijji)時、羯蘭鐸迦村……蘇陣那(Sudhino)……」と説いて、以下、須陀那比丘の母婦の爲め、初めて不淨行を犯せる因縁を傳ふ。此の通戒偈は最も有名で、『法句

經』には、

Sabbapāpass' akaranāni kusalass' ūpasampadā, 【諸惡莫作、諸善奉行】

Saettaparyodapanāni, etāni Buddhāna sūsanāni. 【自淨其意、是諸佛教】

としてあるが、但注意すべきは、成道より十二年まで佛弟子の犯戒無く、十三年から始めて僧團中、制戒結律の必要を生ずる事件が発生したと云ふ事である。若し、大衆部律を信ずれば、成道五年迄は未だ制戒の要無つたと云ふのであるが、同じ須陀那の不淨行物語を、一は五年後とし、他は十三年後と傳ふ。果して何れに非が在るか判定に苦しむけれども、吾人は寧ろ、大衆部の所傳を信じ度いと思ふ。蓋し、通戒偈の教を以て、十三年間も僧團を統一和合し得たとは、餘り長きに過ぎる感があるので、其の實際を観ても、成道數年を出でずして、僧團は俄に千數百人の弟子を加へて居たから、中には未熟の沙門出家も有つたらうと考へ得るからである。『有部律』では次に、林中比丘の雌猴と不淨行を犯せる因縁を記し、以て煇戒全文を立制し、次に戒文解釋に入つて、後五個の事例と一過去因縁談とを附加して畢る。第一は、弱腰なる者、他律中、此の名を特に稱せる者なし、自口中に不淨を行せる話。第二は、長根なる者、同じく他律に呼ばず、自己の大便道中、欲を行ぜし話。第三は、孫陀羅難陀、妙喜淫女と不淨を行せる犯罪。

第四は、晝日房中に睡れる比丘を見て、老淫女の非行に及びし無犯例。第五は、閑林離欲の人、瘡疱を病んで臥床中、肥壯婦女之を見て欲念を發せる無犯例。以上の五話共に『僧祇律』の事例に酷似するを見るべく、最後の過去因緣談、即ち蘇陣那が劫初、輕躁欲貪の人たりし物語と俱に、大衆部律及び南方律抔と密接な于保有る事を語つて居る。更に又卷九、十は、『妄說自得上人法學處、第四』の因緣を述べて居るが、内容全く前記『十誦律』の夫れに彷彿たるを見る。但し、『有部律』のみに在つて、他に見當らない特色は、此の因緣の始めにも見らるゝので、即ち、薛舍離飢饉に際する乞食難得の話は勝慧河邊より出家せる五百漁人の事とし、其の出家因緣を先づ述べて、正法誹謗邪論妄說の怖るべきを豫示した因緣談の冠せられて居る事である。佛一時、廣嚴城吠舍離に在りし頃、勝慧河(婆裘河)邊に五百の漁人有り、禮祭の節に大網を河中に投じた所十八頭三十六眼の大魚を得た。佛之を聞き、宿命を觀じて五百人を度せんと欲し、阿難舍利弗と俱に往いて摩竭魚を觀る。佛大魚に問ふ、『汝是劫比羅不』と。大魚能く人語を以て應答然る所以を述ぶ。佛爲めに種々說法し、『汝墮傍生趣、我今無奈何、處在無暇中、啼泣當何益、我今悲愍汝、汝宜發善心、厭離傍生身、當得昇天上』と教ふ。多くの漁人、此の様を見て驚き、大魚の能く人語するを訝り、宿世の因緣を聞かん事を希ふ。佛即ち、大魚の

前身宿縁を説く。往昔、八壽二萬歲、迦攝波佛の世、婆羅痾斯城に大法王あり、訖栗枳〔譯〕と云ふ。(此王に就ては『宗教研究』十二號、拙稿參照されたし。)時に一婆羅門童子有り、南方に游學し、其論師に従ふ。休暇の日、同輩に語るに、中國の大論師有るを以てするや、師之を聞いて、中國に入らんとす。自ら中國に赴き、王に見へて大論場を開かれんことを求むるや、王乃ち國中の大婆羅門中より、劫比羅設摩なる者を招致し、對論遂に勝利を博した。劫比羅設摩、一子を生み、劫比羅と號す。父の死に際し、劫比羅に遺言して曰く、『汝一切の論場に入出入する、亦可ならんも、迦攝波佛の聲聞弟子に對抗すべからず、』と。既にして父大論師の逝去を聞き傳へし多くの論師、四方より雲集して中國論壇の覇を争ふに及び、王は劫比羅をして、悉く説伏破道せしむ。此に依て、劫比羅は論王の稱を得たるも、彼の母は、財寶貪求の念強く、其の子をして中國最上の論師と成さんと欲し、佛の弟子と對論せしめんとす。彼れ孝心を以て服従し、乃ち往いて沙門に三藏を問ふ、『佛の經論我等も亦知り得べきや』と。比丘答へて曰く、『經論は可ならんも、律は在家外道の關知する所に非ず、』と。彼れ遂に、一切の佛學を修せん爲め、出家して佛弟子と化す。三藏精通の後、母の勸説に従つて高座に昇り、衆中、正法を宣べて後、邪法を説き、又佛法を謗る。比丘答めて曰く、『汝惡趣に墮すべし、』と。彼、此に於て

慚愧せしも、其の母許さず、聽衆默忍の法を案じて、彼等が面前惡語を用つて、人身攻撃を作すに如かずとなし、昇座說法の後、衆中に向て、『汝の口は馬の如し、汝の口は駱駝に似たり、乃至、驢、牛、獼猴、獅子、虎、豹等に似たり、』と十八種の惡口を發せしむ。比丘衆、默し去るや、母、劫比羅に還俗復家を説く。劫比羅今や非業を怖れ、必らずや苦果を招くべしと爲し、母の求を退けたので、母、便ち憤死して、地獄に入る。劫比羅は、十八種惡口に依り死して、摩竭魚中に轉生す。今、此の大魚、即ち往昔の劫比羅比丘之なりと説かれた。五百の漁人、惡業の恐る可きを感じ、佛に従つて出家せん事を求め、彼等は、一時、即ち沙門出家者と化したと云ふ。以上は、他律に、何等傳ふる所無き物語で、此の五百漁人の比丘が、後來、飢饉に際して、自分の郷里に入り、上人法を妄説して、佛の制戒に及びりとなす。かくて、第二因縁の増上慢比丘に遷り、戒文完成の後、解釋に入り、犯相論に亘つて、終りに目連無犯の因縁五話を擧ぐ。便ち、前に『十誦律』と併述せる如く、第一、目連戰勝、預言の無犯、第二、天雨預告の無犯、第三、胎兒男女の預言、第四、溫水、源泉の知言、而して最後に第五、入定聞聲の無犯を記して、波羅夷法を畢つて居る。此等の内容は、最もよく『十誦律』に似たる者で、又、史的關係を想はしむる資料である。『有部律』の内容が、略、如何なる者であるかは、如上の參照對考に依て窺知さるゝと思ふから、次に、重罪制



戒に關する一般的評論に入つて、此の稿を終らうと思ふ。

## (六) 評論

原始僧團に於ける比丘の最極罪として、佛の嚴制せられし形式如、上述る如くであり、其の由て來る所の因縁亦、上述に依て明となつたとは云へ、尙ほ、吾人は最後に考ふべき重要問題を持つて居る。第一、佛は何の爲めに戒律を結制せらるゝか、即ち制戒の目的に關する考究である。第二、制戒の主旨、動機、根據乃至は理由と云ふ様な者は何であるか、特に、姦、盜、殺、妄語の四罪を以て、何故に比丘の大犯と見られたか、之を吟味する必要がある。勿論、上來、制戒因縁なる者を陳述したけれども、此は制戒に機會を與へた迄の話で、總ての結戒制律を一貫した第一原理とも云ふべき普遍妥當の理由主眼と云ふ者は判らない。然し、之を究明して置かねば、個々の事例は羅列され乍ら全體として理解する事が困難である。第三は如上の論究から延いて、戒律復誦の意義、起源等を知る必要があり、而して第四には、又抑、原始僧團なる者の如實の狀態は如何であつたか、之と佛道修行との關係を一瞥する事は、此の問題に關する最後の重要案件であると謂はねばならぬ。左れば、以下此等四方面に亘つて要點を約言して見ようと思ふ。

【一】單に四波羅夷戒に限らず、一般に佛が僧伽の爲め諸の戒律を制定せらるゝは何の爲めであるか、制戒の目的奈何と云ふに、律では、戒文を宣説さるゝ時、必らず、先づ、十句義の爲めの故にか、十利の爲めの故にか冠して、自今戒を誦せんとする者は次の如く説くべし、云々、と記してある。例之『十誦律』では「佛……以十利故、爲諸比丘結戒」と記し、『僧祇律』では「有十事利益故、諸佛如來、爲諸弟子制戒、立說波羅提木叉法」と云ひ、『有部律』には「由此因緣、我觀十利、爲聲聞弟子、於毘奈耶、制其學處」とある如くで、『四分律』には、十句義を集めん爲め説戒する意を述べ、其の他、諸律、皆同様で、南方巴利律は

*tena bi bhikkhave bhikkhunaṃsikkāpadam paññāpessāmi dasa atthavase pañca:*

【左れば比丘衆よ、予は諸比丘の爲めに戒文を宣説せん、十利(十句義、十義、十種の目的)の爲めの故に。】

と傳へて居る。之れ正しく、佛の制戒せられた目的であつて此の十利を得んが爲め戒を結び、戒に據らしめ、戒を説き、戒を暗誦せしめた譯である。所謂、十利又は十句義なる者も、律に依り、多少、順次を異にし、語の内容廣狹の差は有るが、太要は同一で、便ち次の如くである。(今、見易きを取つて『有部律』に據る)

第一、攝取於僧故(Saṅghasutthitāya)即ち邪路に外れ込んだ犯戒比丘を正道直路に攝入

せしむるが爲めの意。或は、僧衆を善導する意ともなる。

第二、令僧歡喜故(Saṅghapīṣatāya) 即ち『僧和合故』と云ふと同じ事で、僧伽の統一調和を計る爲めの意。

第三、令僧安樂住故(Vināyānuggahāya) 之は『五分律』に『分別毘尼梵行久住故』として第十に列する者、即ち僧樂んで平和な僧伽生活を得しむるが爲めの意。

第四、降伏破戒故(dammahikkhamaṃ puggalanānāniggahāya) 或は『調伏惡人故』となすもので、恰も世の刑法罰則の如く、犯罪者を處置罰治する意を云ふ。

第五、慙者得安故(pesāṇānānā bhikkhūnānā phasuvihāṇāya) 即ち慙愧の者に安穩住を得しむるが爲めの意で、或は『有慙愧人得安隱住故』とか『慙愧者得安樂故』とかなす、之である。

戒律に依て正邪善惡を判知し、よく改過遷善し得る功德有るを指す。

第六、不信令信故(appasannānānā pasādāya) 僧團等しく同一説戒誦律の功德に依り、未だ信ぜざる者に、持戒律の徳を信ぜしむるが爲めにの意。

第七、信者增長故(pasannānānā bhīryobhāvāya) 既に佛戒を信ずる者には、益々增長信根ならしめんか爲めの意。

第八、斷現在有漏故(ditthadhammikānānā asavānānā sanivarāya) 『僧祇律』は之を『於現法中漏盡

故』となす。今世の煩惱を斷じ、殊勝聖智を得しめん爲めの意。現身、無漏の勝解脱を得しは、佛自ら範を示す所であるから、持戒の功德よく此の究竟目的に導く功用有りとなす。

第九、斷未來有漏故 (Samparāyikānanāsaśānanā pāṭigāhāya) 來世に對する無生智を得るの意で、今世解脱を得、輪廻の業因を結ばざれば、又來世の無明欲念を涸渴せしめ得る譯で之を持戒誦律の徳に皈するのである。

第十、令梵行得久住故 (Saddhammāhītiya) 『僧祇律』が『正法得久住、爲諸天人開甘露施門故』となす者で、以上の諸項を總括して、一に正法久住の目的に協はん爲めと結んだ譯である。

以上は即ち持戒奉律の十利であるが、主に個人及び僧團の二面から觀察し來り、之に據て佛法久住を得んと宣べられた者である。制戒の目的、正に此に在るを見る。

二、然らば、制戒の主旨、原理、何れに根據せるかと云ふに前述の十利目的からも、自然推考さるゝ如く目的とする所、他面、其れが立つ理由をも暗示して居る。十利中、僧伽の和合統一とか安樂住とか、攝取とか云ふは、主として僧團に對する目的であり、慚愧者を安隱にすとか、現當の漏を斷ぜしむる等は、個人の沙門に關した目的である。制戒

の主旨も亦個人及び僧團の立場から考へて來る必要があるが、更に今一つ、一步擴大して社會との關係からも論ぜねばなるまい。先づ第一、犯罪と犯罪者との關係次は犯罪と僧團との關係更に第三は、犯罪と社會との關係を見る必要がある。特に、罪惡も多い中、四波羅夷を以て、僧尼共通の沙門出家の極重犯と觀たのは何故であるかを考へる必要がある。思之非梵行即ち姪欲は、犯者個人の生理上から云つても、精神上から見ても、身命を疲倦し、精進を鈍らしめ、行住坐臥、威儀を得ずして、欲念一層誘發の源となり、愛執増長、以て到底、出塵離染の修行に順應せざる者であるから、先づ第一重戒と結制されたので、經戒中、諸處に欲愛業火の一切勝功德を燒盡する事を説けるも之が爲めである。又、僧團より觀るも、斯る染行者と混住する事は、應て統一和合を亂す源と成り勝ちで他の衆比丘の耳目を汚し、遂に惡縁を他に誘致する傾があり、更に之を在家白衣との關係から見ると、最も憂ふべき結果を見るであらう。淨行者却つて不淨を愛し、口に妙法を説くは、即ち羊頭狗肉の誹謗に陥り、外道は侮蔑の料とし、居士は信ぜざるに到つて一切の布施を斷たん。一度惡評天下に瀰漫するに於てや、今や生れんとする佛教僧團の生命、又、風前の燈火である。個人と僧伽と社會とを問はず、何れ輕重となく、姪戒犯行の忌避すべきは之に依て想見さる。盜殺に於ける、亦然

り。盜は凡俗的執着に發し、已心の疚しき所、自ら人を怖るゝに到り、憶病習成、到底解脱正行の求むべくもあらず、惡業熏習して他人に疎んぜられ、時有つて王者の繯紲を被るあり其の犯者個人に取つて、非沙門行たる、元より言を待たぬ。僧團や、社會一般より觀來るも、其の弊前述の如し。更に又、殺人は在俗の者さへ忌む所、彼の鹿杖梵志に依て殺されたる多くの死屍、累々として林中に横はるを見し白衣居士は驚き且つ叫んだ『沙門にして慈心なく、却つて此の慘狀を見るは、在家に劣れり。此の處、猶ほ寒林の如し。出家にして互に相殺す、況んや在家の者をや。我等、自今以後、沙門釋氏を敬せず、供養を宣へず、唯、疎遠するに如かず』と。之は、僧團に取つて無上の打撃である。會て、王舍城、阿闍世王の良材を盜める達膩迦比丘の如きも、當時社會の上下より酷評を受け、『王材を盜む沙門、何ぞ我等の者を惜まんや。出家尙ほ欲心止まず、我等、自今沙門を遠ひん』と唱はれたも、同様、僧團に取つて、大打撃に違ひない。殺は殊に犯罪者の心を殺伐ならしめ、衷殘忍にして、外、自ら犍猛の相貌を現じ、一切衆生慈愍の佛勅に遠ること、之より遙なるはない。斯る墮獄の囚の、個人より、觀るも、最も忌避すべき、法たるを知る。妄説上人法の如き亦然り。之に依て其の人は、欺瞞を發し、正法を染辱して一盲衆盲を導くの結果に陥り、僧團は秩序紛亂して和合を破り、爲めに在家の信

施を薄うする事、火を賭るより明である。之に依て是を觀れば、原始僧團に在つて、最も慎む可き者は、正に姦、盜、殺、及び妄説上人法の四者に如くはない。佛は非智圓滿、元より其の個人に對すると、僧伽に臨むと、將た又、在家居士乃至外道に向ふと、何等政策を弄して偏愛預好の存する筈はない。此の四罪は、犯者個人を愍念する上に於ても、正法中心たる僧伽を擁護せんとの希望よりするも、在家信者の功德を増し、惡口罪業を遮止せんとする慈悲より觀じ來るも、俱に、僧尼出家者の正しく極重罪として、厭離すべきであると疑無い。之を一言以て蓋へば、比丘を善導し、僧團を擁護し、社會を慈愍する三者、但、正法をして久住ならしめんとの一希望に歸す。特に、原始佛教に在つては、僧團の和合統一を破り、完全なる發達を阻害せんとする邪業を憎むと、最も甚だしかつたは當然である。妄説上人法は正に之に相當するからで、此の事は、彼の僧俗何れを問はず、佛の一般に制裁せられた五逆大罪なる者を見ても判る。五逆罪、又、五無間業とも稱し、其の輕より重に及んで必らず、殺父、殺母、殺阿羅漢、出佛身血、破和合僧と數ふるが常である。即ち、特に僧團の和合統一を破る犯罪を以て最も重視せる傾向を見るべきである。若し、此の推論にして是認されるれば、四波羅夷の觀方の如きも、或は輕より重に、寛より嚴にの氣分を持てる順次ではなからうかと思はる。要之、

佛制戒の主旨は、必らずや、上述の三方面より根據せる者であらうと觀察するのは、又當らずとも遠からぬ評論と信ずるのである。隨つて、總ての戒律を見るに先づ如上、三方面よりの吟味を必要とすると思ふ。然し三方面は吾人觀察上の便宜であつて、佛に在つては、三者混一湛然たる悲智圓滿海から出た結果に外ならぬ。

【三】布薩會は、原始僧團の行事中、最も重んぜられし者の一で、由て來る所、佛敎以外に源型を取つて居る様である。『四分律』の記に依れば、當時王舍城中の外道梵志は、毎月、八日、十四日、十五日の三度に會合し、來往周旋して、共に知友の爲めに飲食を給與し、極めて相愛念して終日供養する風があつたが、瓶沙王之を見て佛所に詣で、僧伽も亦之に倣つて月會を催さば、在家の王臣も來集供養を暢ぶべしと奏請したので、此に佛の嘉受する所となり、始めて布薩の式を制せられたとある。但し、此の衆會も、始めは、上座の長老、衆中に在つて説法する式であつたが、後には佛の思召に由つて、僧團中信心を以て新に戒を受けし比丘の、未だ佛結制の波羅提木叉を聞き得ざる者を愍み、寧ろ此の機を利用して、一處集在の比丘衆中、解脫戒を説かん事を教へらるゝに至つたと云ふ事である。即ち『自今已去、聽布薩日説戒』とあつて、説戒の式説法に代る。説戒の序には曰う、『諸大德、我今欲説波羅提木叉戒、汝等諦聽善心念之、若自知有犯者、即應自懺悔、不



犯者默然、默然者、知諸大德清淨、一と。此れは、今尙ほ説戒の式頭に説者の宣説する所となつて居る。かくて衆中、各々罪有りと思はざる者は、他に向つて即時懺悔して居つたが、式の進行を妨げ、平和を亂す怖の有る所から、後には次第に變化して、懺悔の仕方種種を制定された。始めは、近在の比丘説戒堂に集合して此の式を行つたが、日時如きも、俱に後年漸く、周圍の事情に依つて種々の變化を呈して居る。然し、布薩懺悔の日を説戒誦律の日に改めたには、佛の眞意の奈邊に在るかを考へねばならぬ。

原始佛教は僧伽中心であつて、僧伽が和合統一し、同一羯磨、同一説戒に依つて相親しむ。上座比丘の増大するにつれ、僧團の根柢は樹立し、僧衆相練磨して精進向上の路に努め、以つて正法久住の中心勢力たり得るは、佛の信じて動かぬ所である。又た、持戒は、多くの者に在つては、記憶に依つて順行を得るが故に、善言熏習の邊より見るも誦戒の功德の重んずべきは明である。之れ正に佛の説戒を勧められし眞意でなくてはならぬが、然し、説戒に大小僧俗、雜然と烏合するに於ては、佛教の中心勢力は、決して安定とは云はれぬ。故に、説戒は必らず、未受大戒者の前に於てすべからずとの佛勅あり、爲めに、在家白衣は勿論、出家と雖も、完全なる具足大戒受了の僧尼に非る限り、此の會に連るを禁ぜられた譯である。蓋し、淨染合集するは統一と平和を破る根本であ

るから、夙に佛の制限ある所以で、之が爲め、罪業深重の比丘、破戒無慚の徒は、一切、説戒に列するを禁ぜられ、又、犯罪者の前に在つて説戒する者さへ不法と制せられた程である。説戒の日、初夜、中夜を通して大衆默然と端坐するのみ、阿難幾度か佛に説戒を求めたが許されず、後夜已に盡き、明相出て、衆鳥鳴くに及ぶも、佛は默然として居られたので、阿難其の謂を叩くや、『衆中有不淨者、若衆中有不淨者、欲令如來於中説戒者、無此理也』と宣べられたと云ふが蓋し此の意を表はす話で、目連は衆人の心を觀察し、果して不淨犯罪の比丘、僞つて沙門を裝ひ、佛に近く座を占むるを知つて、門外に放逐し、漸く、清淨聖衆のみとなつて説戒を得たと云ふ。以て、説戒の神聖を保たんとするを見るべきである。一體、犯罪者は種々、佛の禁制を被つて居たので、特に、犯者に戒を説くを得ずとか、犯者は説戒を聞くを得ずとか、犯戒の者に向つて懺悔するを得ずとか、罪有る者は他人の懺悔を受くる事を得ずと云ふが如きは説戒に直接關係する科狀である。

又、説戒には一定の形式があつて、之を羯磨と云ひ、始めは、一處の在住の諸比丘集合を要したが、後には、少なくとも四人以上の會合を要する規定となつて居る。又、時と事情に依ては、解脱戒全部を復誦するを得ざる時がある。之を略説戒と稱し、主として、

王、賊、火、水、病人、非人、惡蟲の八難に遭遇せる時、略説戒を聽す。此の時には、或は始め波羅夷より、九十單提法まで誦し、或は三十捨墮以下を略し、或は二不定以下乃至十三僧殘法以下の復誦を省略するを得るも、決して四波羅夷を略する事は出來ない。或は、後年、之れ以上省略する事もあつた様であるが、此は寧ろ、説戒不成立の場合と見る方が適當であらう。又、犯者の懺悔は、規定の形式に依て作されねばならぬので、説戒中に、己が犯に氣付き、又は、疑を生ずる等の場合、決して衆中に突然申出てはならぬ。又、隱蔽癖の比丘に對しても、懺悔告白は、強逼してはならぬ。『若不信懺悔者、餘比丘不得強逼令懺悔』とは、佛の嚴制する處で、今日の法律と對照するに、面白い興味を感ずる。蓋し、強迫に依ては、却つて反抗心を惹起せんも、犯者衷心より染惡洗滌の氣分には成らず、懺悔の本意に遠ると遙かと云はねばならぬ。斯く、布薩會は、各種の方面から、原始僧伽の中心事件と成り來つたが、特に雨期安居の前後行はるゝ大會は、其の最大なる者であつた。孟蘭盆(Ullambana)の功德日が、我國現時まで信ぜらるゝは、即ち安居終局の大會を紀念するに外ならぬ。(尙ほ、之に就ては、本誌第四十四號、拙稿參照あり度し)【四】上來論究する所に見れば、原始僧伽の中心生命は戒律に存し、戒律を憶念習持するを目的とせる説戒は、僧伽の第一事項の如くであるが、然らば果して、原始僧伽なる

者は、他の印度宗教等と比較して如何なる特徴を持つて居るか、最後に之を一言して置かねばならぬ。佛は曾て目連に告ぐるに、海水の八奇特法なる者を以てし、『海水有八奇特法、所以阿修羅娛樂住者』とて、此の八法を原始僧團の八特色に臨め、海水の如く僧伽にも奇特八法有りとして、『我法中亦、有八奇特、使諸弟子見已於中、而自娛樂』と説かれたとがある。第一は、大海の水、一切の衆流皆往いて之に投ずる如く、原始僧伽に於ても亦『我諸弟子漸次學式、皆皈我法、於中學諸善法』と云ふので、四方佛徒の集り來り、僧伽の大海に皈する様を説く。第二は、大海の常住潮法を失せざる如く、『我諸弟子、住於戒中、乃至於死終不犯戒』と云ふので、僧伽よく戒律の順潮を死守するを云ふ。第三は、猶ほ五大河の海に歸して其の本名を失し、單に大海と同呼するが如く、『於我法中四種姓、刹利、婆羅門、毘舍、首陀、以信堅固、從家捨家學道、滅本名、皆稱爲沙門釋子』と云ふので、僧團が社會的階級思想の執著から免れ、純一平等の沙門釋子となるを云ふ。猶ほ、難陀王が鄙僕の出家優波離の前に合掌跪拜したと同じく、僧團に於ては四姓の上下を認めず、法臘一日の長を以て上座とするのである。第四は、五大河も天雨も、皆海に歸して而も海水に増減無きが如く、『於我法中、諸族姓子、以信堅固、從家捨家學道、入無餘涅槃界、而無餘涅槃界、無增無減』と云ふので、佛子雲集、各々道を修め、智を磨いて涅槃の大海に

入るを云ふ。得道證果の者多きは、弟子の見て樂しむ所、正法の命根を強むる所以である。第五は、大海の同一鹹味を負へる如く、『於我法中、同一解脱味』と云ふので、僧伽奉持の佛教が何れの部分を味ふも、解脱眞智の感觸を覺ゆるを云ふ。佛徒は正に解脱の海に遊べる者と云つて宜い。第六は、恰も大海の死屍を受けずして、設ひ死屍有らんも、大風之を岸上に飄置するが如く、『於我法中亦復如是、不受死屍所謂死屍者、非沙門自稱爲沙門、非梵行自稱梵行、犯戒惡法不淨汗穢邪見、覆障善業、內懷腐爛如空中樹、雖在衆中坐、常離衆僧遠、衆僧亦離彼遠』と云ふので、死屍の如き破戒無慚の徒の清淨衆中自ら厭離忌遠さるゝを云ふ。佛が邪僧の在る間夜を徹して沈黙を守れるが如し。僧伽を以て、純粹平和の清淨和合團なりと誇りし邊、想ふべきである。第七は、大海の能く陸地に有らざる珍奇異寶を出すごとく、『於我法中、亦多出珍寶、所謂珍寶者、四念處四正勤、四如意足、四禪、五根、五力、七覺意、賢聖八正道』と云ふので、僧伽證果の光輝燦爛たる珍寶を出すの意である。終りに第八は、大海水の大形所居の處なる如く、百由旬乃至七百由旬の大形に及ぶ者あるが、『於我法中亦受大形、所謂大形者、衆僧中向須陀洹、得須陀洹、乃至向阿羅漢、得阿羅漢』と云ふので、同じく、沙門四果の廣大功德を指す。以上が即ち大海の八奇特並に原始僧團の八特質を説明した者で、僧伽が如何に、戒律中心に

立つかを想ふに足る。戒は正順解脱の母、修智證果は之が自然の成果に過ぎぬ。

偕て、右の八特徴に就て考ふべきは、原始僧伽の一般的傾向は奈邊に存するか、の點である。大乘佛教は、聲聞の徒を貶毀して利己的の個人修養に過ぎぬと云ふ。大乘の理想は、利他的にして衆生救濟を念とする。成る程、原始僧團が、寧ろ利己的見地に立つて一身の持戒奉律を重んじ、己身の解脱を以て専ら念とせる如き觀は、前述、制戒の目的、十利項目の内にも、又、此の僧伽八奇特法の裡にも、充分認めらるゝが、然し、必ずしも、徹頭徹尾、個人的、主我的、利己的とのみは限らない。惡人を調順し、慚者に安樂を與へ、信ぜざる者を信ぜしめ、己に信ずる者を增長せしむるが爲めの制戒と云ふが如きは、佛法中の諸族弟子が、信堅固、學習定を以て、皆、無餘涅槃海に入り、又、清聖淨衆の惡法邪弟を入れざることを大海の死屍を受けざるが如し、抔と云ふと一班、成る程、個人を主とせる、利己的教義の如く觀られんでもない。然し、他面には、僧衆を和合安樂に住せしむる爲めと云ひ、僧伽衆中、四姓の河は、等しく流れて、釋門釋子の同一味海に注ぐと説き、又、同一解脱味、同一善法を學修すと解説せる、又、甚だ利他的見地より説ける者と見ねばならぬ。況んや、梵行久住正法久持と云ふ目的の如きは、佛の大人格より見れば、慈念衆生猶如赤子の博愛を遠く廣くに及ぼさんとの大慈悲に外ならぬと云

ふ可きである。更に竿頭一步を進むれば、利己的に見ゆる主我的修行は、纏て延いて僧伽を清淨高尚せしむる影響を與へ、在家信者の殖福播徳を空しからざらしめんとする利他的修養とも見られる。個人を對治する戒法は、個人を對手に説くと共に、廣く之が他に及ぼす關係影響の上より、博愛の念にも一根據を有せりと知らねばならぬ。要之、原始僧團を以て、普通世人の考ふる如く、爲我主義の衆合とのみ觀るは、甚だしき不當であつて、一面個人的と同時に、他面利他的精神の發揮されたるを忘れてはなるまいと思ふのである。一言すれば利他を離れない利己が、原始僧伽の取つた見地であると云ふ事に皈する。然れば、大乘の理想も、自ら此に萌芽を胚胎して居ると見て宜い。思之、愛(Liebe)には三方面ある。第一は利己的愛にして、他を方便として自己の欲求を満さんとする者、第二は、利他的愛にして己れを没却して他を悦ばせんと努むる者、而して第三は、自他相即的愛にして、彼此融合、相即統一の上に榮光を味はんとする者である。原始僧團は寧ろ、此第一に立つ者で、利己に依て利他を得んとする小乘聲聞の立脚地となる。猶ほ世間一般の戀愛の如し。大乘菩薩思想は、此の第二に立つ者にして、利他を以て自利を兼ねんとす。親の子に對する没我の愛に似る。而して終りに、佛の悲智圓滿なる愛は、自他の差別妄執を離れし上の大愛にして、第

三の見地に立つ。我が皇室の國民に對する仁愛の如き其の例である。之れ、正しくヘーゲル辨證論の正反合的進歩段階にして、二乗は正菩薩は、反佛は全く合一の大理想に外ならぬ。大乘佛教は實に、斯の如き三段の思想發展を試みて居るが、亦、原始僧團の戒律中心主義に、已に業に、進歩の源泉を持てる事を注意せねばならぬ。原始佛教は僧團中心であり、僧團は戒律中心であり、戒律は僧尼の何れを問はず波羅夷極重罪戒を以て其の最として居るを見れば、吾人が上來論究したる戒律研究と原始佛教と、如何に密接關係して、重大の意義あるかを想ふべきである。比丘尼八波羅夷の如きさへ、此の四波羅夷の一部に外ならぬ、況んや、爾餘一切の制戒結律は、四大罪目中から當然推考せらるべき一部に過ぎぬ。故に、比丘波羅夷の吟味は、諸般戒律の代表的研究と見て敢て失當でない。以て此の小稿の必らずしも徒勞でなからう事を附言して置く。言詞粗笨、行文意を竭さざる點なきにあらざるを愧づ。深く大方の叱正を乞ふ所以である。(完)

(大正九年十一月五日稿了)